第明治三十種五郵便物認可

25　遊離テストステロン　166点
26　低カルボキシル化オステオカルシン（ｕｃＯＣ）　167点
27　インタクトＩ型プロコラーゲン－Ｎ－プロペプチド（Ｉｎｔａｃｔ　ＰＩＮＰ）　168点
28　Ｉ型コラーゲン架橋Ｃ－テロペプチド－β異性体（β－ＣＴＸ）（尿）　169点
29　オステオカルシン（ＯＣ）、セクレチン、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン（ＨＣＧ）半定量、Ｉ型コラーゲン架橋Ｃ－テロペプチド－β異性体（β－ＣＴＸ）、Ｉ型プロコラーゲン－Ｎ－プロペプチド（ＰＩＮＰ）　170点
30　サイクリックＡＭＰ（ｃＡＭＰ）　175点
31　エストリオール（E_3）、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連蛋白Ｃ端フラグメント（Ｃ－ＰＴＨｒＰ）、副甲状腺ホルモン（ＰＴＨ）、カテコールアミン分画　180点
32　デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体（ＤＨＥＡ－Ｓ）　181点
33　エストラジオール（E_2）　187点
34　副甲状腺ホルモン関連蛋白（ＰＴＨｒＰ）　194点
35　デオキシピリジノリン（ＤＰＤ）（尿）　196点
36　17－ケトジェニックステロイド（17－ＫＧＳ）　200点
37　副腎皮質刺激ホルモン（ＡＣＴＨ）、カテコールアミン　206点
38　エリスロポエチン　209点
39　17－ケトステロイド分画（17－ＫＳ分画）、17α－ヒドロキシプロゲステロン（17α－ＯＨＰ）、抗ＩＡ－２抗体、プレグナンジオール　213点
40　17－ケトジェニックステロイド分画（17－ＫＧＳ分画）　220点
41　メタネフリン　229点
42　ソマトメジンＣ　230点
43　心房性Ｎａ利尿ペプチド（ＡＮＰ）、メタネフリン・ノルメタネフリン分画　233点
44　抗利尿ホルモン（ＡＤＨ）　235点
45　プレグナントリオール　243点
46　ノルメタネフリン　250点
47　インスリン様成長因子結合蛋白３型（ＩＧＦＢＰ－３）　280点
注　患者から１回に採取した血液を用いて本区分の13から47までに掲げる検査を３項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
イ　３項目以上５項目以下　410点
ロ　６項目又は７項目　623点
ハ　８項目以上　900点

Ｄ００９　腫瘍マーカー
1　尿中ＢＴＡ　80点
2　癌胎児性抗原（ＣＥＡ）　108点
3　α－フェトプロテイン（ＡＦＰ）、組織ポリペプタイド抗原（ＴＰＡ）、扁平上皮癌関連抗原（ＳＣＣ抗原）　110点
4　ＤＵＰＡＮ－２、ＮＣＣ－ＳＴ－439、ＣＡ15－３、前立腺酸ホスファターゼ抗原（ＰＡＰ）　124点
5　エラスターゼ１　129点
6　前立腺特異抗原（ＰＳＡ）、ＣＡ19－９　134点
7　ＣＡ72－４、ＳＰan－１、シアリルＴn抗原（ＳＴＮ）、神経特異エノラーゼ（ＮＳＥ）　146点
8　ＰＩＶＫＡ－Ⅱ半定量、ＰＩＶＫＡ－Ⅱ定量　147点
9　塩基性フェトプロテイン（ＢＦＰ）、ＣＡ50　150点
10　シアリルＬｅˣ－ｉ抗原（ＳＬＸ）、ＣＡ125　152点
11　核マトリックスプロテイン22（ＮＭＰ22）定量（尿）、核マトリックスプロテイン22（ＮＭＰ22）定性（尿）　155点
12　サイトケラチン８・18（尿）　160点
13　遊離型ＰＳＡ比（ＰＳＡ　Ｆ／Ｔ比）　162点
14　抗ｐ53抗体　163点
15　ＢＣＡ225　165点
16　シアリルＬｅˣ抗原（ＣＳＬＥＸ）、Ｉ型プロコラーゲン－Ｃ－プロペプチド（ＰＩＣＰ）、Ｉ型コラーゲン－Ｃ－テロペプチド（ＩＣＴＰ）、ＳＰ１　170点
17　サイトケラチン19フラグメント（シフラ）　172点
18　ガストリン放出ペプチド前駆体（ＰｒｏＧＲＰ）　175点
19　ＣＡ54／61、癌関連ガラクトース転移酵素（ＧＡＴ）　184点
20　遊離型フコース（尿）、ＣＡ602、α－フェトプロテインレクチン分画（ＡＦＰ－Ｌ３％）　190点
21　γ－セミノプロテイン（γ－Ｓｍ）　194点
22　ＣＡ130、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント（ＨＣＧβ－ＣＦ）（尿）　200点
23　膵癌胎児性抗原（ＰＯＡ）、可溶性メソテリン関連ペプチド　220点
24　癌胎児性抗原（ＣＥＡ）定性（乳頭分泌液）、癌胎児性抗原（ＣＥＡ）半定量（乳頭分泌液）　314点
25　ＨＥＲ２蛋白（乳頭分泌液）、ＨＥＲ２蛋白　320点
26　可溶性インターロイキン－２レセプター（ｓＩＬ－２Ｒ）　451点
注１　診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、１回に限り算定する。ただし、区分番号Ｂ００１の３に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。
２　患者から１回に採取した血液等を用いて本区分の２から26までに掲げる検査を２項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
イ　２項目　230点
ロ　３項目　290点
ハ　４項目以上　420点

Ｄ０１０　特殊分析
1　糖分析（尿）　38点
2　結石分析　120点
3　チロシン　200点
4　総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比（ＢＴＲ）　291点
5　アミノ酸
イ　１種類につき　304点
ロ　５種類以上　1,212点
6　アミノ酸定性　350点
7　脂肪酸分画　429点
8　先天性代謝異常症検査　1,176点
注　保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者１人につき月１回に限り算定する。
（免疫学的検査）

Ｄ０１１　免疫血液学的検査
1　ＡＢＯ血液型、Ｒｈ（Ｄ）血液型　21点